

平成19年3月12日

各 位

株式会社 ベストブライダル  
代表取締役社長 塚田 正之  
(コード番号:2418 東証マザーズ)  
問い合わせ先  
役職・氏名 取締役 藤谷 知治  
管理本部長  
電話番号 03(5464)0081(代表)  
(URL <http://www.bestbridal.co.jp>)

### 定款一部変更(修正)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成19年2月19日に発表いたしました「定款一部変更の件」の内容につきまして、一部修正を加えることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(下線部分は変更箇所)

平成19年2月19日変更案	今回修正案
(取締役会の決議の方法) 第22条(2)当社は、 <u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>	(取締役会の決議の方法) 第22条(2)当社は、 <u>取締役会の決議事項について、当該決議事項の決議に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>
(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、 <u>賞とその他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第27条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第426条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 (2) 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	(取締役の責任免除) 第27条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 (2) 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

平成19年2月19日変更案	今回修正案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第426条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第38条 (新設)</p> <p>当社は会計監査人との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって、<u>会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>(2) 当社は、<u>会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>

以上